

カルテル行為は法令違反です

●カルテル（談合）とは

同業者間で価格や数量等について話し合い、競争を制限する行為のことで、法律上禁じられています。カルテルと認定された場合、企業（事業者）に課徴金が課されることになるだけでなく、個人にも懲役や罰金の刑事罰、さらには懲戒処分等が科される可能性があります。

⇒価格や数量の話聞くだけでも、カルテルと疑われる可能性があります

カルテルは消費者からの信頼を損なう行為です。

会社や自身を守るためにも、正しい対応を行ってください！

< カルテルが疑われやすい事例と具体的な対応（誤・正）例 >

事例

間違った対応例

< 価格の取り決めに关わる行為は一切不可 >

【価格の取り決め】

- SS店頭価格に関して、改定幅、改定日時等（以下、価格等）を対面・電話等で話し合う
- 自身が対面・電話等で、同業他社に価格等を提案する
- 提案された価格等を了解する



【価格情報の収集】

- 同業他社から直接、電話等で価格等に関する情報を受領する。同業他社から直接、当該情報を聞くだけでも**カルテルと疑われる可能性がある**ので**要注意！**



【価格情報の共有】

- 他社から価格等に関する情報を受領し、第三者に回す
- ※ 自社SSの価格に反映しないとしても、同業他社から得た情報を伝えるだけで**カルテルと疑われる可能性がある**ので**要注意！**



【入札資格の取り決め】

- 他社の入札価格情報を入手・活用し落札する。
- 入札に参加する同業他社と受注する順番（持ち回り）を決める



正しい対応例

< 自ら調査した情報を経営に活かすことは可 >

- 仕入や自社コスト、再投資可能な利益を考え、自社SSの価格設定を行うこと（**自ら調査した周辺SSの価格を参考とすることは問題ない**）
万が一、カルテルを意図する価格情報を受けた場合は、「**今後一切、カルテルを意図する価格情報の連絡はいただきたくない**」と**明言する**



※ 受領した情報を価格に反映させなかったとしても、**受領した事実だけでカルテルと疑われる可能性がある**ため、情報を受領しないことを明確に意思表示する

- 同業他社がいる**会合で、カルテルを意図した価格の話題や、入札に関する話題となった場合、退席する**



- コンプライアンス違反が疑われるような情報を得た場合は、**上長【コンプライアンス担当者】または社長に報告する**

※ 会合では、「**採算販売の重要性**」や「**変動コストの適切な小売価格への転嫁**」等と呼び掛けることは問題ない

SS店頭
価格に関
すること

入札に
関すること